

事 務 連 絡

令和3年(2021年)7月7日

各（総合）振興局産業振興部

整備課長・農村振興課長 様

農政部農村振興局事業調整課

課長補佐（設計積算）

工事における現場環境改善費の積算要領の運用について（通知）

このことについて、「工事における現場環境改善費の積算要領について」（令和2年(2020年)9月24日付け事調第827号）により通知しておりますが、対象となる現場環境改善の内容について、次のとおり取扱いを定めたので、適切に対応願います。

記

1 現場環境改善の実施内容について

感染症対策や現場間移動の負担軽減、緊急時における受発注者間の情報共有手段の確保を目的として、現場において情報通信環境の整備（「農業農村整備事業のモバイルワークに関する試行について（通知）令和2年7月29日付け事調第616号」）を行った場合、現場環境の改善に繋がるものと判断し、「安全関係」に関する実施内容として取り扱うことができるものとする。

2 申請及び履行報告について

安全関係項目に、「④情報通信環境の整備」を追記し報告すること。

3 実施の確認について

会議用ソフトウェアの導入が行われ、情報通信環境が整備されている場合に評価するものとする。なお、フレームレート、画素数、転送レート等については、設定状況・契約状況の証明は不要とする。

（設計積算係 内線 27-186）